



Green For All
KAWASAKI 2024
2024年 国土計画推進のまちづくり



KAWASAKI
SDGs

川崎市は環境問題の解決にSDGsを推進しています。

令和6年8月30日
報道発表資料

川崎市（環境局）

堤根処理センター整備事業に係る条例環境影響評価審査書を公告します

川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、堤根処理センター整備事業に係る条例環境影響評価審査書を次のとおり公告します。

1 指定開発行為の名称及び種類

名称：堤根処理センター整備事業

種類：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）

廃棄物処理施設の新設（一般廃棄物処理施設の新設）（第1種行為）

2 指定開発行為者

名称：川崎市

代表者：川崎市長 福田紀彦

住所：川崎市川崎区宮本町1番地

3 公告日

令和6年8月30日（金）

4 事業内容等に関する問合せ先

名称：川崎市環境局施設部施設建設課

住所：川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-2554

ファクス：044-200-3923

5 備考（「条例環境影響評価審査書」とは）

指定開発行為者が作成した条例環境影響評価準備書について、市長は環境の保全の見地から審査し、条例環境影響評価審査書を作成し、指定開発行為者に送付します。

問合せ先

川崎市環境局環境対策部環境評価課 鈴木

電話（044）200-2152

(写)

堤根処理センター整備事業に係る
条例環境影響評価審査書

令和6年8月

川崎市

はじめに

堤根処理センター整備事業は、川崎市が、川崎区堤根 52 番及び幸区柳町 74 番 3 の約 2.6ha の区域において、老朽化した既存のごみ焼却処理施設を解体し、最新の技術を用いた新たなごみ焼却処理施設を建設するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、環境配慮計画書の手続を経て、令和 2 年 7 月 1 日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価方法書（以下「条例方法書」という。）を提出した。その後、条例に基づく手続を経て、条例方法審査書に基づき、指定開発行為が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、令和 6 年 1 月 29 日に条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、指定開発行為者が作成した条例見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、令和 6 年 8 月 6 日に答申を得た。

市では、この答申を踏まえ、条例第 24 条に基づき、条例準備書等を総合的に審査し、本条例環境影響評価審査書（以下「条例審査書」という。）を作成したものである。

目 次

1	指定開発行為の概要.....	1
2	審査結果.....	4
	(1) 全般的事項.....	4
	(2) 環境影響評価項目に関する事項.....	4
	ア 温室効果ガス.....	4
	イ 大気（大気質、悪臭）.....	4
	ウ 地盤（変状）.....	4
	エ 土壌汚染.....	5
	オ 騒音・振動・低周波音.....	5
	カ 廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土）.....	5
	キ 緑（緑の質、緑の量）.....	6
	ク 景観.....	6
	ケ 建造物の影響（日照障害、テレビ受信障害）.....	6
	コ 地域交通（交通安全、交通混雑）.....	7
	サ 安全（火災、爆発、化学物質の漏洩等）.....	7
	シ その他.....	7
	(3) 環境配慮項目に関する事項.....	7
	ア 生物多様性.....	7
	イ 気候変動の影響への適応.....	7
	(4) 事後調査に関する事項.....	7
3	川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過.....	9
4	川崎市環境影響評価審議会の審議経過.....	10

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：川崎市

代表者：川崎市長 福田 紀彦

住 所：川崎市川崎区宮本町1番地

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：堤根処理センター整備事業

種 類：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）

廃棄物処理施設の新設（一般廃棄物処理施設の新設）（第1種行為）

（川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の1の項及

び7の項に該当）

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎区堤根52番（以下「堤根敷地」という。）

幸区柳町74番3（以下「柳町敷地」という。）

区域面積：約26,000 m²

用途地域：準工業地域

(4) 計画の概要

ア 目的

老朽化した既存のごみ焼却処理施設を解体し、最新の技術を用いた新たなごみ焼却処理施設の建設

イ 土地利用計画

区分		面積	構成比
建物等	ごみ焼却処理施設（ランプウェイ、計量棟（搬入）、事務棟を含む）	約 8,000 m ²	約 30.8%
	計量棟（搬出）	約 80 m ²	約 0.3%
	洗車場・車庫	約 470 m ²	約 1.8%
	車庫・倉庫	約 690 m ²	約 2.7%
	合計	約 9,240 m ²	約 35.5%
構内道路等		約 9,310 m ²	約 35.8%
駐車場		約 750 m ²	約 2.9%
緑化地		約 6,500 m ²	約 25.0%
鉄塔		約 200 m ²	約 0.8%
合計		約 26,000 m ²	100.0%

注) 割合は小数点第2位を四捨五入しているため、小計が合わない場合がある。

ウ 建築計画

建築物名称	建築面積	延床面積	構造	階数	建物高さ	
					建築基準法	実高さ
ごみ焼却処理施設（ランプウェイ、計量棟（搬入）を含む）	約 8,000m ²	約 27,100m ²	鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造	地下1階 地上6階	建築基準法	地上約 35m
					実高さ	地下約 25m 地上約 39m
計量棟（搬出）	約 80m ²	約 80m ²	鉄骨造	地上1階	建築基準法・実高さ	地上約 6 m
洗車場・車庫	約 470m ²	約 470m ²	鉄骨造	地上1階	建築基準法・実高さ	地上約 9 m
車庫・倉庫	約 690m ²	約 1,380m ²	鉄骨造	地上2階	建築基準法・実高さ	地上約 10m
合計	約 9,240m ²	約 29,030m ²	—	—	—	—

注1) 建ぺい率は、堤根敷地が約 40 %、柳町敷地が約 15 %である。

注2) 容積率は、堤根敷地が約 129 %、柳町敷地が約 30 %である。

エ 処理施設計画

施設	項目	仕様等
ごみ焼却処理施設	施設規模	500t/24h (250t/24h×2系列) ^{注)}
	処理方式	ストーカ式(ごみ焼却施設)
	搬入・ 処理日	搬入：6～7日/週 処理日：通年
	余熱利用	高効率の発電設備を設置し、施設内の電力を賄うとともに、余剰電力の売電を行う。また、蒸気についても、場内及び隣接するヨネッティー堤根に供給する。

注) プラスチック資源循環施策等の廃棄物減量施策により、当初想定のごみ排出量が減少するため、方法書時点の施設規模(540t/24h)から縮小した。

2 審査結果

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、老朽化した既存のごみ焼却処理施設を解体し、最新の技術を用いた新たなごみ焼却処理施設の建設するものであり、工事中や供用時における環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置等を実施するとともに、本条例審査書の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知すること。

(2) 環境影響評価項目に関する事項

ア 温室効果ガス

脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガスの削減に向けた一層の取組が求められていることから、計画建物のエネルギー使用量の削減等につながる対策を講ずるよう努めること。

イ 大気（大気質、悪臭）

(ア) 大気質

ごみ焼却処理施設の稼働時には、運転条件等により排出ガス量や性状が変動することから、連続モニタリングや事後調査を行い、大気汚染物質の濃度等を把握すること。

また、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

(イ) 悪臭

当施設は周辺住宅地に近接しており、周辺へ悪臭が漏洩していないことを把握しておくとともに、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

ウ 地盤（変状）

計画地が住宅地及び鉄道に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

エ 土壌汚染

土壌汚染の調査・対策の実施に当たっては、市関係部署と協議すること。

オ 騒音・振動・低周波音

(ア) 騒音

計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知すること。

(イ) 振動

計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知すること。

(ウ) 低周波音

計画地が住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

カ 廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土）

(ア) 一般廃棄物

計画地が住宅等に近接していることから、焼却灰の搬出に当たっては、周辺環境への影響を防止するため、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

(イ) 産業廃棄物

既存の煙突等の解体時にダイオキシン類等の飛散が懸念されること、また、既存施設の一部でアスベスト含有建材を使用していることから、既存施設の解体等に当たっては、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

(ウ) 建設発生土

処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

キ 緑（緑の質、緑の量）

(ア) 緑の質

既存樹木の保全を検討するとともに、伐採する樹木についてはその理由を条例環境影響評価書にて明らかにするとともに、植栽予定の地被類については、各ゾーニングの成育環境に合わせて適切に選択すること。

また、樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、植栽基盤の整備に当たっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議すること。

(イ) 緑の量

緑化のコンセプトとして示された4つの緑化エリアについて、計画の詳細を条例環境影響評価書で明らかにすること。また、できるだけ高木及び中木の植栽本数を増やすとともに、計画地内の樹木等について、適正な管理及び育成に努めること。

ク 景観

建物の形状、外壁の色彩等については、川崎市景観計画を踏まえるとともに、市の関係部署との協議を行うこと。

ケ 建造物の影響（日照阻害、テレビ受信障害）

(ア) 日照阻害

日影の影響を比較的大きく受ける建物については、その影響の程度について住民等に説明すること。

(イ) テレビ受信障害

障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

コ 地域交通（交通安全、交通混雑）

計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、工事に当たっては、交通安全対策を最優先するとともに、事前に周辺住民等に対し工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知すること。

サ 安全（火災、爆発、化学物質の漏洩等）

計画地が住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

シ その他

敷地境界線上に配置される外塀の配置、形状については、歩行者の視野等にも配慮した計画とすること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「地震時等の災害」、「生物多様性」、「地球温暖化対策」、「気候変動の影響への適応」、「酸性雨」及び「資源」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について市に報告すること。

ア 生物多様性

生物多様性に配慮した「水場」の設置にあつては、その効果の程を改めて検討すること。

イ 気候変動の影響への適応

治水・水害対策については、異常気象や海面上昇に関する最新の将来リスク情報を参考にしつつ、電気設備の浸水対策等を行うこと。

(4) 事後調査に関する事項

事後調査については、工事中の「土壌汚染」及び「産業廃棄物」、供用時の「大気質」及び「緑の質」を行うとしているが、条例準備書に記載した事後調査の内容に加え、環境影響評価項目に関する事項で指摘した内容を踏まえ

て計画的な事後調査を行うこと。

また、事後調査の結果、条例準備書で予測した数値を超えること等により、生活環境の保全に支障が生じる場合は、直ちに市に連絡するとともに、生活環境を保全するための適切な措置を講ずること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

- 平成 31 年 2 月 21 日 環境配慮計画書の受領
2 月 28 日 環境配慮計画書公告、縦覧開始
3 月 29 日 環境配慮計画書縦覧終了、意見書の締切
意見書の提出 3 名、3 通
- 令和 元年 5 月 14 日 環境配慮計画見解書の受領
5 月 21 日 環境配慮計画見解書公告、縦覧開始
6 月 4 日 環境配慮計画見解書縦覧終了
6 月 26 日 市長から審議会に環境配慮計画書について諮問
8 月 21 日 審議会から市長に環境配慮計画書について答申
8 月 28 日 環境配慮計画審査書公告、環境配慮計画策定者宛て送付
- 令和 2 年 7 月 1 日 指定開発行為実施届の受理及び条例方法書の受領
7 月 8 日 条例方法書公告、縦覧開始
8 月 21 日 条例方法書縦覧終了、意見書の締切
意見書の提出 1 名、1 通
9 月 16 日 市長から審議会に条例方法書について諮問
10 月 22 日 審議会から市長に条例方法書について答申
10 月 29 日 条例方法審査書公告、指定開発行為者宛て送付
- 令和 6 年 1 月 29 日 条例準備書の受領
2 月 5 日 条例準備書公告、縦覧開始
3 月 21 日 条例準備書縦覧終了、意見書の締切
意見書の提出 4 名、5 通
4 月 18 日 条例見解書の受領
5 月 7 日 条例見解書公告、縦覧開始
5 月 21 日 条例見解書縦覧終了
公聴会において意見を述べたい旨の申出の締切
申出者 なし
6 月 19 日 市長から審議会に条例準備書について諮問
8 月 6 日 審議会から市長に条例準備書について答申
8 月 30 日 条例審査書公告、指定開発行為者宛て送付

4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

令和元年 6月26日	審議会（現地視察、環境配慮計画書事業者説明及び審議）
8月20日	審議会（環境配慮計画書答申案審議）
令和2年 9月16日	審議会（条例方法書事業者説明及び審議）
10月21日	審議会（条例方法書答申案審議）
令和6年 6月19日	審議会（条例準備書事業者説明及び審議）
8月 6日	審議会（条例準備書答申案審議）